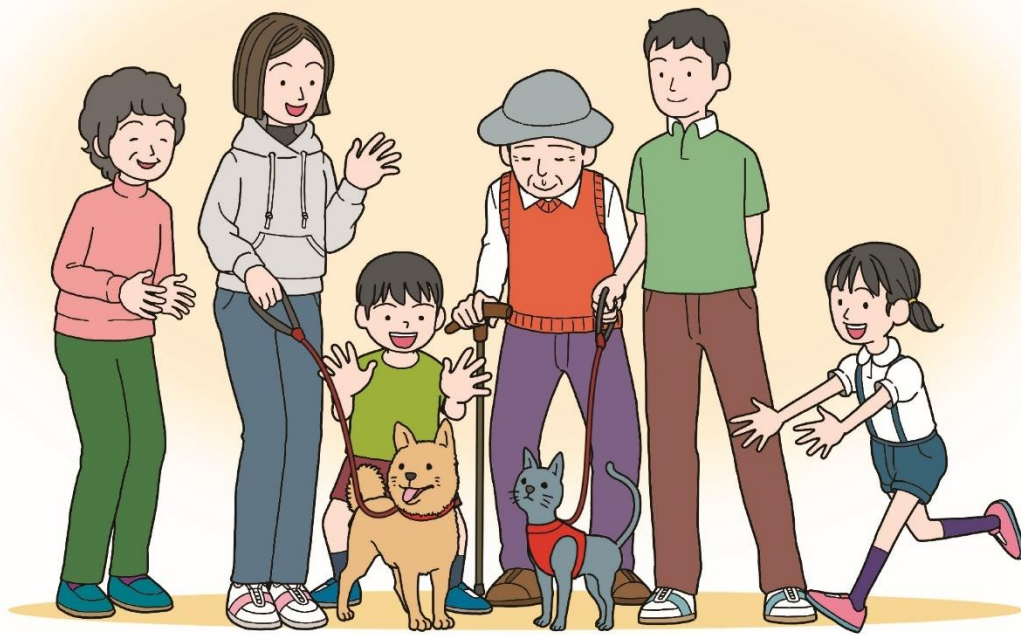


災害時を想定した ペット避難

BOUSAI



ガイドライン



このガイドラインは、ペットの飼い主向けに、ペットのしつけや備蓄品など、平時から備えておくべきことや、災害時に取るべき行動、避難所でのペットを飼っていない方への配慮・ルールなどについて示しています。また、災害時の避難所等において、施設管理者、避難所運営者がペットを同行した避難者を円滑に受け入れ、飼い主と協力して適切にペットを一時飼育できるための条件や心構えなどを説明しています。

金沢市危機管理課

〒920-0999 金沢市柿木畠1番1号
TEL:076-220-2366 FAX:076-233-9999

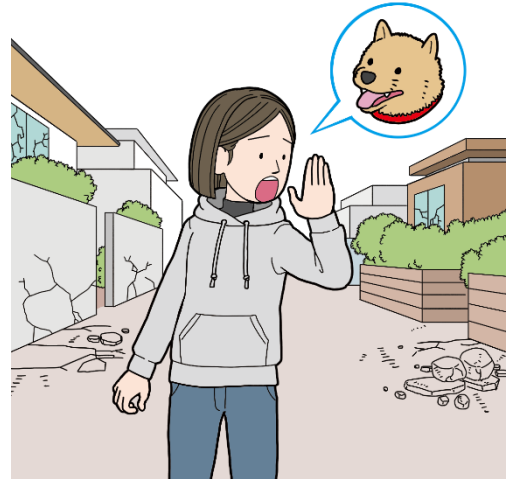
〈目次〉

1. はじめに	1
(1) 本ガイドライン策定の背景.....	1
(2) 本ガイドラインの内容.....	1
2. 平常時に備えておくこと	2
(1) ペットの所有者の明示.....	2
(2) ペットの健康管理としつけ.....	3
(3) 動物用避難用品の確保.....	5
(4) ペットの一時預け先の確保.....	6
(5) 飼い主同士や近隣住民との協力体制の構築.....	6
3. 災害時にとるべき行動	7
(1) 避難先・避難方法の判断	7
(2) 避難所等での飼い主の役割・責任.....	7
4-1. 指定避難所でのペットとの同行避難（パターン①）	8
(1) 指定避難所等でのペットの受け入れの考え方	8
(2) 指定避難所等でのペットの一時飼育スペースの設定	9
(3) ペットの一時飼育スペースの開設.....	10
(4) ペットの一時飼育スペースの運営.....	11
4-2. 在宅避難時における飼育（パターン②）	12
(1) 自宅でのペット飼育の考え方.....	12
(2) ペットとの自宅避難の判断.....	12
(3) 自宅でのペット飼育の際の注意事項.....	12
4-3. 車中避難時における飼育（パターン③）	12
(1) 車の中でのペット飼育の考え方	12
(2) 車の中でのペット飼育の備え.....	12
(3) 車の中でのペット飼育の際の注意事項	13
4-4. 施設に預ける場合等（パターン④）	13
(1) 施設に預ける場合の考え方.....	13
(2) 施設に預ける場合の注意事項.....	13
(3) 行政の預かり施設について.....	13

1. はじめに

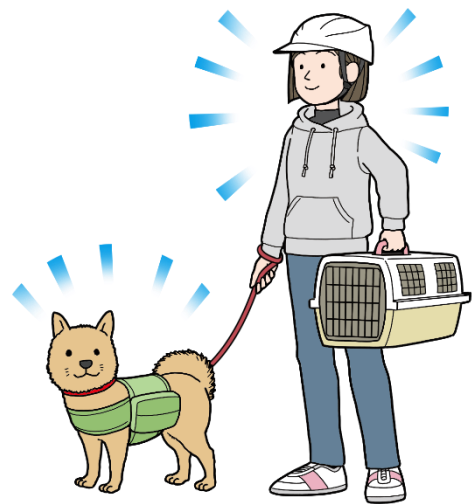
(1) 本ガイドライン策定の背景

- ・これまでの大規模災害による避難生活では、ペットとの避難生活のあり方について、避難所において対応に苦慮したケースが多くみられていました。
- ・令和6年1月1日に発生した能登半島地震においても、同行避難ができたケースやできなかったケースなど、様々なケースが散見される一方で、地震発生後の飼い主の避難により迷い犬や猫が多く発生してしまい、今も飼い主の元に帰れないペットも多く存在しています。
- ・事前の備えがなされていれば、これらのケースのいくつかは発生しなかった可能性もあります。家族同然のペットとその飼い主の絆が、災害により断ち切られることが無いよう、平時より備えておくことが重要です。



(2) 本ガイドラインの内容

- ・このガイドラインは、ペットの飼い主向けに、ペットのしつけや備蓄品など、平時から備えておくべきことや、災害時取るべき行動、避難所でのペットを飼っていない方への配慮・ルールなどについて示すとともに、災害時の避難所等（「指定避難所」などの避難先）において、施設管理者、避難所運営者がペットを同行した避難者を円滑に受け入れ、飼い主と協力して適切にペットを一時飼育できるための条件や心構えなどを説明しています。



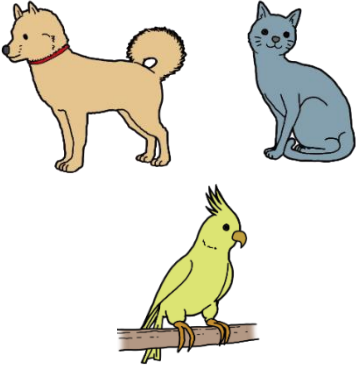
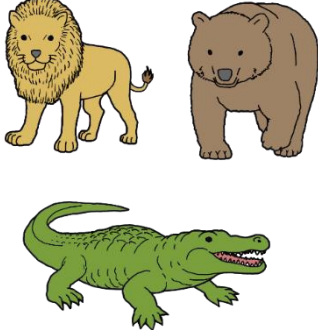
※「同行避難」とは？

- ・「同行避難」とは、災害時に飼い主がペットを同行して指定避難所等まで避難することを指します。なお、指定避難所等で飼い主とペットが同じスペースで過ごすことを指すものではありません。避難所等には、動物アレルギーのある人、動物が苦手な人、動物に不用意に手を出す幼い子どもがいることから、金沢市の指定避難所等では、原則、人の居住スペースとペットの一時飼育スペースを分けて運用することを前提とし、飼い主とペットが同室で過ごすことはできないことを想定しています。



※「ペット」とは？

- ・本ガイドラインで扱う、避難所等へと同行避難する「ペット」の定義は、以下のものとし
ます。飼い主にとっては以下の定義に当てはまらないケースもあると思われ
ますが、あくまでも「避難所等において適切に管理できる動物」を前提とさせて
いただいています。

「ペット」	(参考) 特定動物
<p>犬や猫などの小型の哺乳類や鳥類、小型の家庭動物を指します。 ただし、特定動物又はこれらに類する動物は含ないこととします。</p> 	<p>動物の愛護及び管理に関する法律第 25 条の 2 に基づき、人の生命、身体又は財産に害を加える動物として定められている動物で、ライオンやクマ、大型の爬虫類などが指定されています。</p> 

※なお、下記に示す「ペット」の種類でも、「特定犬」(大型犬)などは避難所等
に同行することが厳しいケースもあることをご認識ください。

※盲導犬などの身体障害者の補助犬は、「身体障害者補助犬法」により、公共
的施設での同伴を認められており、避難所等でも身体障害者と身体障害者補
助犬の同居(同伴)が原則となっています。

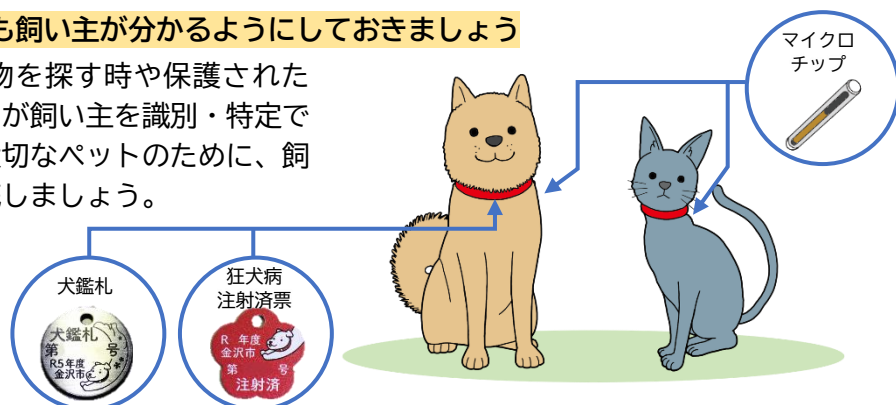
2. 平常時に備えておくこと

(1) ペットの所有者の明示

○日頃から、ペットが逃げ出さないように十分な対策を講じておくことが前提
ですが、災害時に飼い主とペットが離れ離れになってしまうことも想定し、
飼い主の元に無事に戻れるよう、飼い主を識別できる情報が必要です。

ポイント① | 誰でも飼い主が分かるようにしておきましょう

- ・迷子になった動物を探す時や保護された時、必要となるのが飼い主を識別・特定できる情報です。大切なペットのために、飼い主の明示を徹底しましょう。

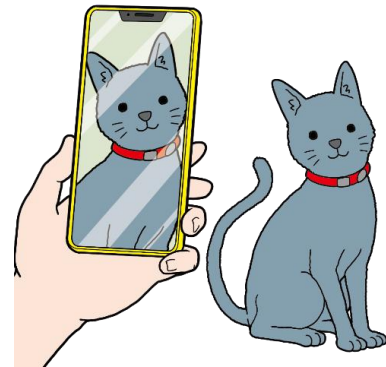


【金沢市における犬鑑札・狂犬病注射済票】



ポイント② | ペットの写真を撮影しておきましょう

- ・災害時にペットが離れ離れになった場合でも、ペットの写真をあらかじめ撮影し、スマートフォンなどで簡単に見ることができるようにしておくことで、他人ともペットの特徴をすぐに共有することができ、探しやすくなります。



(2) ペットの健康管理としつけ

① ペットの健康管理

- 慣れない避難生活でペットが体調を崩さないように、ペットの健康管理と衛生管理を確保しましょう。

ポイント① | 健康管理をしておきましょう

- ・避難所等ではストレスなどによりペットが体調を崩し、下痢やおう吐、食欲不振などを示すことが報告されているほか、他の動物との接触が増えることから、感染症のリスクが高くなります。
- ・普段からペットの健康管理に注意し、予防接種(犬では、毎年狂犬病予防注射を接種することが法律で義務付けられています)やノミ・マダニ等の外部寄生虫を駆除するとともに、トリミングするなど、ペットの健康管理と衛生管理を確保してください。
- ・ワクチンや服用薬などを記録したペットの健康手帳を作っておくことや、それらの記録をスマートフォンに写真に残すことで、避難所等でもペットの健康情報を確認できます。

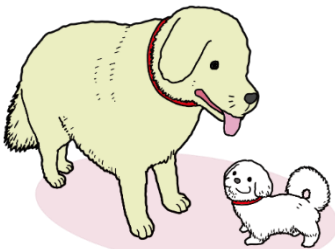

ポイント② | 不妊・去勢手術をしておきましょう

- ・災害時にペットが離れ離れになったときや、一時飼育スペースでの繁殖を防ぐため、不妊・去勢手術しておくことが重要です。性ホルモンによるストレスの軽減や感染症の予防、無駄吠えなどの問題行動を抑えるといった効果が期待できます。

② ペットのしつけ

- 避難所等でのトラブルを防止するためや他の避難者に迷惑をかけないためにも、平時より災害時のことを見据え、基本的なしつけをしておきましょう。
- 避難所等において他人への迷惑となる行動を防止するとともに、ペット自身のストレスを軽減することにもつながります。

ポイント① | 他の人や動物に慣らしておきましょう

犬の場合	猫の場合
<p>なるべく多くの人や動物に接することで社会性が身につきます。犬種によっても様々なので、積極的に触れ合うというよりは、平常心でいられることを目標としましょう。</p> 	<p>親戚や友人などを自宅に招くなど、飼い主やその家族以外の人にも慣らしておきましょう。</p> 

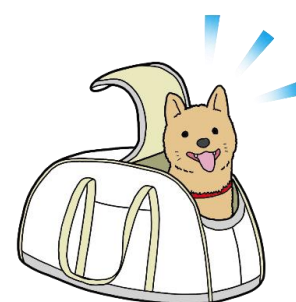
ポイント② | 様々な音やものに慣らしておきましょう

- ・災害時はペットを取り巻く環境が大きく変わります。犬であればいつもと違う散歩コースを歩いてみる、飼い主と一緒におでかけする、猫であればキャリーバッグやケージに入れて避難所までの道のりを歩いてみるなど、特定の生活環境のみに置くのではなく、日頃からさまざまな環境を無理なく体験させておきましょう。



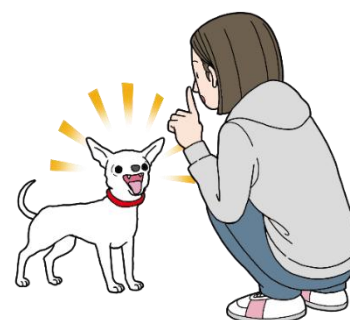
ポイント③ | キャリーバッグやケージに慣らしておきましょう

- ・外出時だけ使用するのではなく、日頃から部屋に置いておき、中でおやつやフードをあげながら、ペットがくつろいだり睡眠したりする「安心できる場所」にしておきましょう。避難所生活で使用する際のストレスの軽減につながります。



ポイント④ | 不用意に吠えない（鳴かない）ようにしておきましょう

- ・犬の場合、犬種にもよりますが、慣れない環境やストレスで吠え続けてしまうことがあります。日頃からしつけをすることで、吠える原因と対策を考えておきましょう。避難所生活において、吠えることが少なくなることも期待できます。日常的に吠え続けてしまう場合、しつけの専門家や獣医師に相談することも有効です。



ポイント⑤ | ペットの体を、誰でも、どこでも触れるようにしておきましょう

- ・自身の体を他人に触られることに慣れておくことは、平常時でも、動物病院やトリミングサロンに行く時に役立ちますが、災害時の健康チェックや応急処置などの際にも重要となります。



(3) 動物用避難用品の確保

- ペットフードやケージ等、ペット用品などは、避難所等には原則、備蓄されていないと考え、飼い主側にてあらかじめ備えておきましょう。
- また、支援物資が届くまでには相当の日数を要します。そのため、ペットと避難する際に使用するキャリーバッグやケージとともに、少なくとも5日以上（できれば7日以上）の物資を入れた「ペット用非常持出袋」を準備しておきましょう。

ポイント① | ペットを避難させるために必要な避難用品の例

犬の場合	猫の場合
<ul style="list-style-type: none">・首輪とリード・ケージ（屋根や扉のついたもの）・犬用靴下やバンテージ（がれきなどによる怪我の防止）	<ul style="list-style-type: none">・キャリーバッグやケージ（屋根や扉のついたもの）
An illustration of a light brown dog standing and facing right. It has a red collar and a red leash. Next to it is a roll of green tape.	An illustration of two pet carriers. On the left is a blue soft-sided carrier bag with a circular window showing a grey cat's face. On the right is a yellow and white wire mesh cage with a red handle on top.

ポイント② | ペット用の備蓄品の例

- ・ペットフード、水（少なくとも5日分、できれば7日以上）
- ・予備の首輪、リード（伸縮しないもの）
- ・食器
- ・ゴミ袋、ビニール袋
- ・タオル、ブラシ
- ・ガムテープ（ケージの補修など多用途に使用可能）
- ・排泄物の処理用具、トイレ用品（猫の場合は猫砂）
- ・ワクチン情報や緊急連絡先がわかるもの
- ・療養食、薬
- ・おもちゃ



（４）ペットの一時預け先の確保

○避難所等への同行避難が難しいケースも想定し、あらかじめペットの一時預け先を検討しておきましょう。

ポイント | 万が一を想定した、預け先の確保

- ・避難所等への同行避難が難しいケースも想定し、親戚や友人、動物病院、ペットホテルなど、複数の一時預け先を平時より確保しておきましょう。
- ・特に大型の動物、危険な動物、特殊な動物、専用の飼育設備が必要な動物をペットとして飼育している人は、災害が発生してから一時預け先を探すことが非常に困難です。必ず事前に確保しておきましょう。



（５）飼い主同士や近隣住民との協力体制の構築

○ペットを連れて避難する方法を、家族や地域住民との間で話し合っておきましょう。

ポイント① | 飼い主同士の協力体制の構築

- ・万が一の時にはお互いに助け合えるよう、地域で災害対策の会合や地域の防災活動(避難所運営マニュアルの作成や避難訓練)などに参加するとともに、近所でペットを飼っている飼い主同士、災害時の行動について話し合っておくことも必要です。

ポイント② | 近隣住民との理解の醸成

- ・普段から近隣住民と良好な関係を築き、万が一の時にはお互いに助け合えるよう、家族や飼い主同士、近隣住民と防災について話し合っておくことも必要です。飼い主が不在時のペットの世話や避難を協力し合える関係を作っておきましょう。

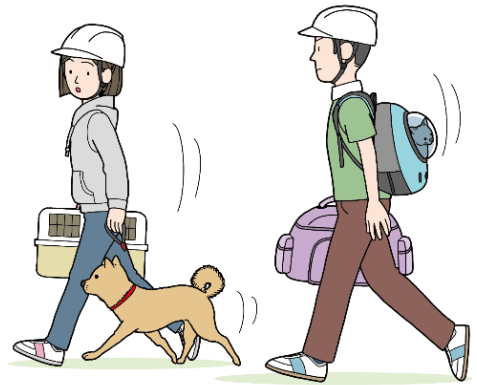
3. 災害時にとるべき行動

(1) 避難先・避難方法の判断

- ペットのことを気にして自宅に留まり続けることで、体調悪化などの二次被害を引き起こすことは避けなければなりません。
- ただし、被災状況によっては、避難所への同行避難が困難となる場合があります。そのため、在宅避難、車の中での飼育、一時預け先での飼育などについても、発災後なるべく早くに、適切に判断することが必要です。
- なお、大型の動物、危険な動物、特殊な動物、専用の飼育設備が必要な動物の避難所での受入れは困難であることにご留意ください。

ポイント① | 適切かつ迅速に、避難方法を検討する必要があります

- ・飼い主は、得られた情報をもとに、自宅や地域の状況を確認し、避難するか自宅に留まるかを判断する必要があります。
- ・自宅が危険な場合や避難指示が出ている場合には、飼い主の安全が確保できる範囲において、ペットを連れて避難所等の安全な場所へ避難してください。
- ・避難所等のほか、車の中での飼育、動物病院やペットホテルなどの、あらかじめお願いしていた一時預け先へと避難する選択肢もあります。
- ・ただし、車の中での飼育の際は、温度や湿度が高くならないように注意して、熱中症などを防ぎましょう。
- ・災害時にペットと離れた場所にいる場合は、災害の種類や自分自身の被災状況、周囲の状況、自宅までの距離、避難情報などを考えて、飼い主がペットを避難させることが可能かどうかを判断してください。



(2) 避難所等での飼い主の役割・責任

- ペットの一時飼育スペースにおいて、避難所のペット飼育ルールや地区支部要員や自主防災組織等の指示に従い、飼い主が責任を持ってペットの飼育・衛生管理を行うことが必要です。
- 飼い主が協力して、給餌やその片付け・ペットの清潔保持・疾病の予防や害虫の発生防止など、責任を持って適正な飼育管理を行い、ペットの鳴き声や臭いなどに対する苦情への対応や危害の発生を防止してください。

4-1. 指定避難所でのペットとの同行避難（パターン①）

（1）指定避難所等でのペットの受け入れの考え方

- 災害時の指定避難所は、多くの避難者が共同で生活を送る場所です。
- 行政による避難所の運営は、避難者対応が中心となるため、ペット対応にまで手が回らないことが想定されます。
- そのため、ペット同行避難者をはじめとした地域住民自らが、ペットの一時飼育スペースの設営と運営を担ってもらう必要があることにご留意ください。

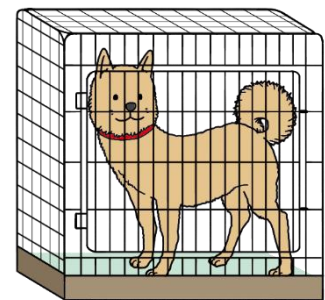
①避難所等でのペットの一時飼育ルール

ポイント① | 居住スペースとペットの一時飼育スペースは分離が原則です

- ・避難所に来た際、「避難所受付」を提出します。
- ・ペットの一時飼育スペースは原則、人の居住スペースと分けて運用します。
- ・避難所等には、動物アレルギーのある人、動物が苦手な人、動物に不用意に手を出す幼い子どもがいます。飼い主は散歩など必要な場合を除いて、ペットを飼育スペース以外(人の居住スペースなど)に連れて行くことはできないことをご理解ください。
- ・飼い主やペットの情報を把握するため、受付時に「ペット登録票」を、飼い主に記入してもらいます。

ポイント② | 決められた場所で、適切に飼育する

- ・ペットは原則としてキャリーバッグやケージに入れてください。
- ・また、キャリーバッグ・ケージに入らない大型犬などは、仕切り（柵）を設ける場合でも、必ずリードにつないで係留してください。リードは隣のペットと接触しない長さにし、不妊去勢手術をしていない個体同士は絶対に近づけないでください。
- ・ペットの飼い主及び飼い主の所在を明示するため、キャリーバッグ、ケージ、または係留場所に名札などをつけてください（名札がない場合は、ガムテープにマジックで記入するなどで代用できます）。

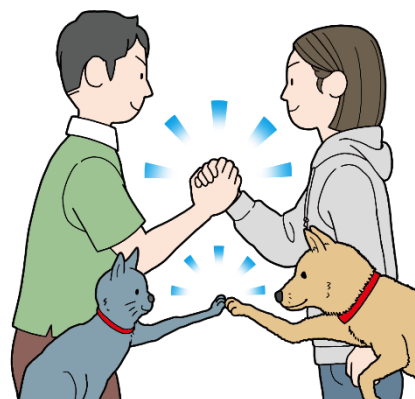


ポイント③ | ペットのケージや餌は、飼い主が用意する

- ・ペットのケージや餌は、飼い主が用意することが原則です。避難所等におけるペット用の備品や備蓄は無いことを前提とした行動をとるよう、お願いします。
- ・ペットへの餌やり・給水、食べ残しの片付け、排泄物・抜け毛の処理をしてください。
- ・散歩の際は人の生活範囲には入らず、散歩中の排泄物などは適切に処理してください。
- ・鳴き声などのトラブル防止のため、餌やりは明るい時間に行いましょう。

ポイント④ | 避難した飼い主全員で協力して、ペットを飼育する

- ・開設された指定避難所等では、スタッフは避難してきた人への対応で手いっぱい、ペット対応することは困難となることが想定されます。
- ・そのため、飼い主の皆様が責任を持ち、主体的かつ組織的にペットの飼育や衛生管理を行いましょう。
- ・飼育場所のセッティングや運用、その周辺の清掃・消毒や、ケージ内外とその周辺の清掃・消毒をお願いします。
- ・他の避難者からの苦情やトラブルが発生した場合には、みんなで話し合って解決するように努めてください。
- ・また、ペットの飼育場所だけでなく、避難所等の全体の運営にもご協力ください。



【飼い主の会（仮称）について】

- 一時飼育スペースにいるペットの飼育・衛生管理などについて、飼い主一人ひとりが責任を持って行い、飼い主同士の協力体制を築くために、ペットと同行避難をしている避難者全員からなる、指定避難所内での「飼い主の会」を組織するものとします。
- 避難している飼い主の中から、避難所の運営者との連絡窓口となる代表者を決めます。
- 代表者は、避難所のペット飼育ルールを守って飼育・衛生管理をするよう、会のメンバーに周知します。
- 代表者は、避難所における問題点やメンバーの意見などを集約し、必要なものの調達依頼などについて、会のメンバーの意見の集約や、避難所運営者との調整を行います。

（２）指定避難所等でのペットの一時飼育スペースの設定

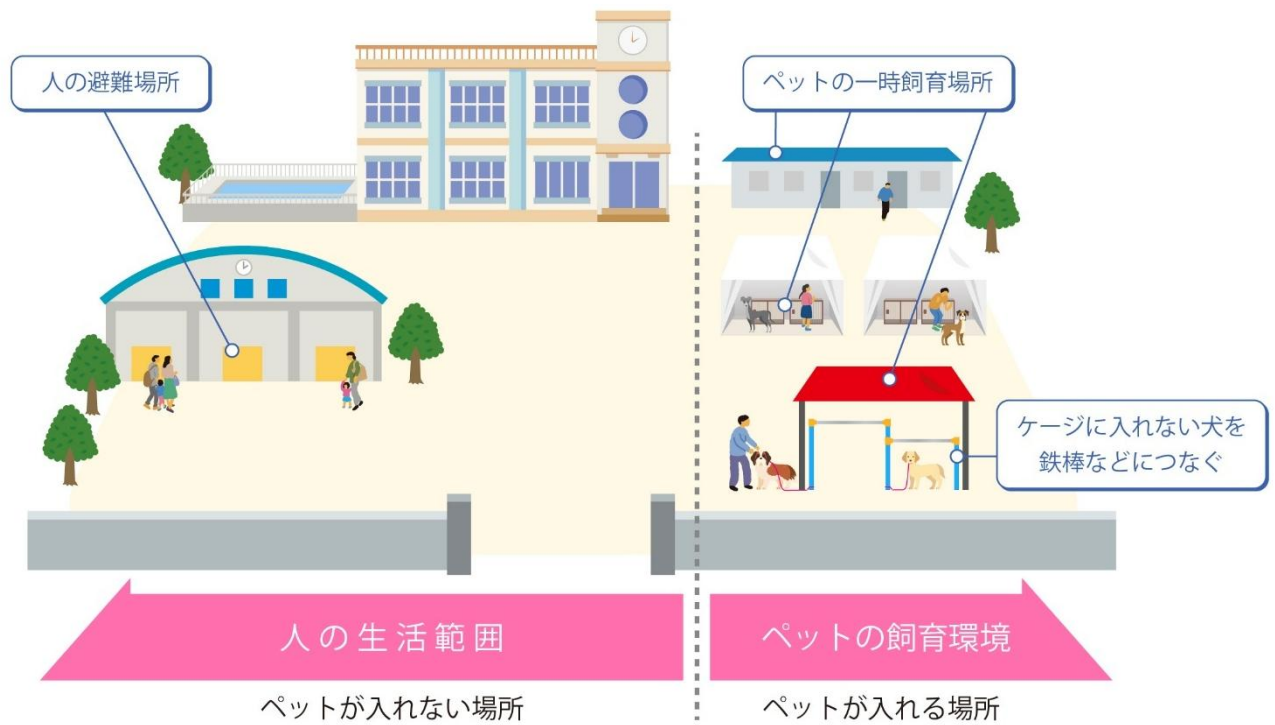
①ペットの一時飼育スペースの条件

- ・ペット一時飼育スペースは、指定避難所等のうち、以下の条件に合致する場所とします。

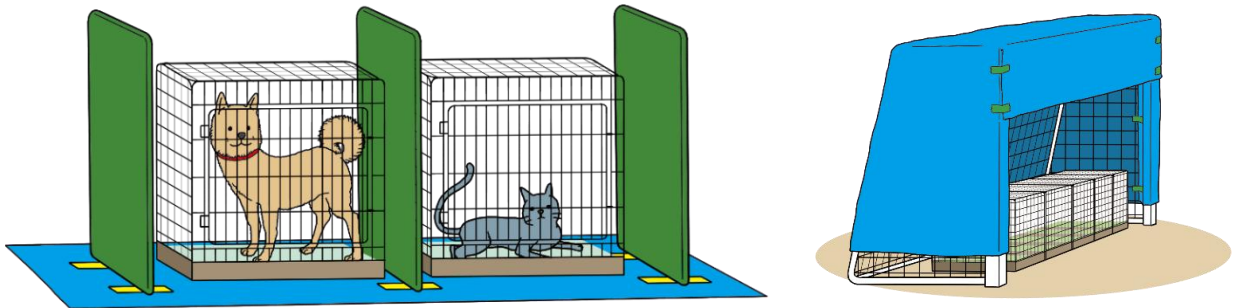
【条件】

- 避難所活動や支援物資の搬入・搬送の妨げにならない場所
- 避難者と接触しない場所
- 部外者やこどもの立入制限をかけやすい場所
- 直射日光や雨や風をしのぐことができる場所
- 清掃しやすい場所
- 鳴き声や臭いの影響の少ない場所
- 係留できる柱やフェンスがある場所
- 鉄道や幹線道路近くでないなど、比較的静かな場所

②ペットの一時飼育スペースイメージ



③避難所におけるペット飼育イメージ



(3) ペットの一時飼育スペースの開設

①運営の前提条件

- ・ペットの世話は、ペットの一時飼育スペースにおいて、飼い主もしくは「飼い主の会」が行うこととします。
- ・人の生活範囲内へペットを持ち込むことは禁止とします。
- ・ペットの所有者が誰であることを明示してもらいます（ケージなどに飼い主の氏名や居場所等の情報を記入した名札などをつける）

(4) ペットの一時飼育スペースの運営

① ペットの同行避難者の基本ルール

- ・ ペットの同行避難者は、指定避難所等での行動について、以下のルールを守ってもらうことを前提とします。

【避難所全体としてのルール】

- 避難所運営本部（施設管理者、避難所担当職員）の指示に従うこと。
- 避難所の一連の敷地内では原則、ペットをケージ等に入れること。
- ペットは飼い主が責任を持って、なるべく協力して世話をすること。
- ペットは指定された場所で飼育し、居室に入れないこと。
- 遊びや散歩などの際は、他の避難者に対して迷惑をかけたり、危害を加えたりすることのないよう、場所や時間帯に配慮すること。
- ペットに関する苦情があった場合、飼い主等は速やかに対応すること。

【一時飼育スペースにおけるルール】

- 逃げ出したりしないよう、ケージに入れ施錠する、またはしっかりとロープでつなぐこと。
- 建物の壁や床を破損したり汚したりしないよう気を付けること。
- 給餌の時間を決めておき、終わったら片付けること。
- 深夜や早朝はペットとのふれあいを控えること。
- 定期的に清掃を行い、ニオイの発生防止に努めること。
- フンは確実に片付けること。

② ペットの一時飼育スペースの運営

- ・ ペット一時飼育スペースの管理者（ペットの飼い主）は、以下の作業を主体的に担います。

- トラブルにならないよう上記のルールを守り、一時飼育スペースの運営を行う。
- 物資、資機材の提供、補充を行う。
- 相談や苦情等の対応をする。
- 施設内の見回りを行う。

③ ペットの一時飼育スペースを閉鎖する時

- ・ ペットの一時飼育スペースの清掃（特に排泄物処理）を徹底し、消毒します。
- ・ 避難所等から借りている資材や使用しなかった支援物資などの取扱いについては、代表者を通じて避難所の運営者に確認します。



4-2. 在宅避難時における飼育（パターン②）

（1）自宅でのペット飼育の考え方

- 飼い主も自宅に留まる在宅避難の場合、支援物資や情報などは、必要に応じて指定避難所などに取りに行く必要があります。
- また、飼い主が指定避難所に避難し、ペットは自宅で飼育する場合も考えられますが、ペットや飼い主が戻ってきた時に二次災害に遭わないよう、建物の損壊度なども鑑みた上で判断することが必要です。

（2）ペットとの自宅避難の判断

- ・災害が発生した場合、飼い主は、自宅や地域の状況を確認し、避難するか自宅に留まるかを判断しなければなりません。自宅が危険な場合や避難指示がでている場合には、まずはペットを連れて指定緊急避難場所や安全な場所へ避難してください。避難所でのペット同伴に躊躇し、二次災害に遭うことは絶対に避けるべきです。
- ・その後、自宅や地域の状況が安全な状態であることが確認できれば、自宅に留まるという選択肢もあります。そのため、災害状況を正確に判断できるよう、落ち着いて行動することが大切です。

（3）自宅でのペット飼育の際の注意事項

- ・ほえ声や物音、臭い、アレルギーなどの健康上の理由により、飼い主が他の避難者に遠慮して、自主的にペットを連れて避難所から出ていく、ペットだけを自宅に戻す、といったケースも過去の災害時によく見られています。
- ・「首輪を外して逃がしてあげれば、自分で生きていけるかもしれない」という思いから、ペットを意図的に逃がしたくなる飼い主もいると思われれます。しかし、逃げた大型犬が集団で野犬化し人に危害を与えるなど、新たな問題につながる可能性もあるため、例え災害時においても、ペットを放つことは、極力避けるべきです。
- ・どうしても避難所等への同行避難が難しい場合は、ペットが逃げ出さない対策を行い、一定期間水や食料を自分で補給できる方法を考えましょう。大切な家族の一員だからこそ「災害時も飼い主が責任をもって面倒を見る」という意識を持つことが大切です。

4-3. 車中避難時における飼育（パターン③）

（1）車の中でのペット飼育の考え方

- 飼い主と共に車の中で避難する場合（車中泊避難）、自宅での飼育と同様に、支援物資や情報などは、必要に応じて指定避難所などに取りに行く必要があります。
- ペットだけを車中に残すことがある場合は、特に夏場においては、車内の温度に常に注意し、十分な飲み水を用意するなどの対応・配慮が必要です。

（2）車の中でのペット飼育の備え

- ・日頃から備蓄品の一部（特にリードやケージ）を車に積んでおくことも一つの対策です。ペットと一緒に車中泊では、リードやケージがないと避難住民用の指定駐車場に入れられない可能性もあり、失踪・離別のリスクもあります。万一来る備え、備蓄品と一緒に車に保管しておきましょう。

- ・昨今のキャンプブームで、様々なアウトドア用品が販売されています。キャンプ用の充電器や防寒用具、テントを用意して、日常からレジャー感覚でペットと一緒に車中泊やテント泊の練習をしてみて、その生活感を確認しておくのもいいでしょう。

(3) 車の中でのペット飼育の際の注意事項

- ・飼い主は、手足を伸ばして眠れる状態を作り、遮光や換気の対策をとるなど、エコノミークラス症候群や熱中症への対策と注意が必要です。
- ・ペットは自分から助けを求めたり体調不良を訴えることができないため、ペットの熱中症対策として、車内の温度に十分に注意するとともに、十分な飲み水を用意しておくことが必要です。
- ・特に夏場の車中ペット飼育は、上記のリスクが非常に高いため、極力避けるようにしましょう。
- ・また、長時間車を離れる場合には、ペットを安全な飼育場所に移動させることも必要です。

4-4. 施設に預ける場合等（パターン④）

(1) 施設に預ける場合の考え方

- 避難所での飼育が困難な場合や、飼い主の事情により飼育ができない場合は、あらかじめ取り決めていた、ペットホテルなどの預け先や、被災していない地域の親戚や友人などに預ける方法も考えられます。

(2) 施設に預ける場合の注意事項

- ・ペットを預ける際には、預かり期間や条件、飼育に係る費用などについては、後でトラブルとならないよう、なるべくあらかじめ取り決めておき、可能ならば覚書などを取り交わしておくことが重要です。
- ・災害時のペット対応をサポートしてくれる民間施設（会社）もありますが、災害後における飛び込みでの預かりは困難なケースが多いと想定されます。お住まいの地域の近くに、そのような施設が存在するかを平時より確認し、取り決めておくことが必要です。

(3) 行政の預かり施設について

- ・また、数に限りはありますが、市の行政サービスとしての一時保護施設もありますので、日常的な情報収集と、災害時において本当に困った時の受け皿として、利用できる可能性もあります。
- ・ただし預かり数としては、犬・猫各 18 匹程度と決して多くないことにご留意ください。

【市の施設における一時預かりについて（金沢市動物愛護管理センター）】

- 施設名：金沢市動物愛護管理センター（金沢市才田町戊 370 番地 2）
- 営業時間：平日 9 時～17 時
- 連絡先：076-258-9070
- 対応内容：ペット用支援物資の提供、ペットの一時預かり、迷い犬・猫の情報提供など

(4) 民間の協定施設について

- ・市では民間企業と協定を締結し、ペットと一緒に屋内へ避難できる施設（ペット同伴避難所）についても協力を得ています。
- ・ただし開設や受入状況については、市からの案内をお待ちください。

【民間の協定施設における一時預かりについて（学校法人国際ビジネス学院）】

- 施設名：学校法人国際ビジネス学院白山キャンパス（白山市横江町 5250 番地）
- 営業時間：平日 9 時～ 18 時
- 連絡先：076-275-6873
- 対応内容：ペットとの同伴避難、避難所運営の支援、必要な物品・資機材等の提供又は貸付など